

大阪地方復員局總務部長殿

阪復経第一五號、一三九

昭和二十一年十月八日

各關係國立病院長 殿

大阪地方復員局經理部長

十月十日送付



0595



日用品等配給に関する件照會

總務課 貴局に引當業務從事者に對する百題品の配給に關しては從來より復員局に  
配給されて來たが今般配給對象として元陸軍病院であつた國立病  
院中にも患者も含まれることとなつたから了知されたい(二復經第一三  
號ノ一參照)

庶務課 而配給品種及數量は當前に於て査定し現品の授受は代行機構たる淺野物  
業株式會社(大阪支店)が之に當ることになつて居るが百題品受込に關する詳  
細に關しては貴病院主務者と當部庶務課部員の間で打合せしめられたい(昭  
和二十年二復經總局第一號日用品等配給に關する件照會參照)



貴本件に關する詳細的説明を左記に依り行ふから可及的簡潔者をして之を

せしめられたい

記

一日 時

十月十八日（金）一三〇〇

二場 所

大阪市東區北濱二丁目 大阪地方復員局經理部

三説 明 者

大阪地方復員局經理部 鴻 事務官

四出 席 者

大阪地方復員局經理部關係官、淺野物産株式會社大阪  
舞鶴支店關係社員、厚生省醫療局近畿出張所關係官、各  
國立病院關係官

（終）

0596

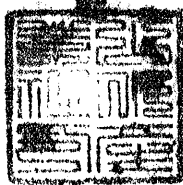
軍拂下物書願末報告書

軍拂下物書願末報告書

大阪府北區絹笠町五〇堂

山 水 齋 藥

社長 山 見 齋



0597

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

一 軍需物資拂下經過報告

昭和二十年八月十八日頃海軍ヨリ物資拂下ヲ前提トスル保管方依頼ヲ受ケ大阪、和歌山、奈良各府縣下ニ輸送保管ノ事トナリタルモノ右物資ノ内當方ノ計畫事業（失業救済、復興援護等）ニ關シ當局ヨリ一部使用了解ヲ得タリ

而シテ奈良縣内ニ保管セル物資ニ關シ縣知事並ニ所管上市警察署宛當局（當時大阪海軍警備府）係官出張ノ上上記ノ趣意ヲ説明連絡ヲ爲セリ、一方大阪府並ニ和歌山縣關係ハ移動中之ガ輸送ニ從事セル船員、荷役夫等ノ物資ヲ無斷持去リ又入庫後ノ引切りナシノ盜難等ノ爲當時尙存置中ノ憲兵隊、各地警察當局ノ取調アリ該物資ノ上記趣意ニ依リ拂下ヲ可一時保管ノ形式ニテ引渡セルモノナル事ノ事實ヲ大阪警察部防犯課和歌山縣警察部經濟保安課ヨリ夫々元大阪海軍警備府ニ對シ照會訪問等ニ依リ確メ此ノ處置ニ就テ

大阪府ニ於テハ大阪府、奈良縣ニ搬入セル物資中供出スベキ指

示アリタルモノニ付テハ早速供出ヲ爲セリ  
此ノ間該物資ノ拂下價格ノ決定アリ前後二三回ニ亘リ海軍經理  
部宛支拂ヲ了シタリ

昭和二十年十一月二十六日（別紙參考書参照）

2. 奈良縣警察部ニ對シテハ十月中頃ヨリ所管上市警察署ヲ通ジ拂  
下物資ノ供出ノ手續ヲトリ十二月九日附テ以テ同警察署ノ保管  
ニカ、ル物資ナル事ヲ各倉庫ニ表示シタリ、然ルニ之ガ引取方  
延引シタル爲翌一月十七日トラック五臺ヨリナル強盜團來襲ス  
ルトコロトナリ之ガ爲犠牲者ヲ出シタル不祥時ヲ惹起シ眞ニ遺  
憾ニ存スル次第ナリ、依ツテ直ニ残存スル一切ノ物資ノ引取方  
ヲ知事、部長宛嚴重ニ交渉シタル結果一月二十五日ヨリ四月二  
十五日ニ亘リ一應全部供出ノ上弊社ノ事業遂行上絶對缺クベカ  
ラサル量ノ還元ヲ受ケ一切解決ヲ見タル次第ナリ
3. 和歌山縣内ニ搬入セル物資ニ關シテハ八月下旬全經濟保安課ヨ  
リ係員（南方警部カト思フ）ノ元大阪警備府訪問ニ依リ當時全

縣下ノ保管物番ハ一時元大阪警備府ニ返戻スル事ノ指示アリタ  
ルヲ以テ之ガ輸送ヲ手配中進駐車繼隊ノ和歌浦入港ノ爲ル伊水  
道ノ航海ヲ禁止サレ~~ル~~之ガ實行不能トナリタリ(船舶  
三隻ニ積載中ナリシ爲)依テ直チニ元大阪警備府ニ連絡指示ヲ  
待チタル處一括拂下スルコトトナリ~~依~~ツテ之ガ別紙ノ通り  
各倉庫ニ荷揚保管ヲ了スルトモニ該物番ニ關シ懸ニ取調アリ  
タル當時ヨリ供出スル様取計ハシメタリ、二月二十日頃ヨリ事  
實上供出シタルモノトシテ倉庫ノ鍵ハ警察署之ヲ保管シアリタ  
リ、然ルニ陰謀ナル社會狀態ヨリ見テ且奈良縣内ニ惹起シタル  
不祥事件等ノ再發恐難ニ依ル數量ノ責任歸屬、事情不明ニ依ル  
世人ノ誤解ノ材料トモナリ甚ダ心外ナルコトヲ聽ク等ノ事モア  
リ至急物番引取方再三交渉シ居リタル次第ナリ  
然ルニ今日ニ至リ世ノ誤解ヲ招キ罪人ヲ作り其ノ筋ノ各關係者  
ノ勞ヲ煩ハシタルハ不徳ノ至ス處ト眞ニ遺憾ニ存スル次第ナリ  
一ノニ 車番物番拂下ニ關スル各府縣警察關係ノ調査概要

0600

奈良縣關係

八月 日

元阪警（大阪警備府）係官、奈良縣知事、上市總  
警察訪問了解ヲ求ム

八月三十日

搬入物資ノ一部上市警察ヲ通ジ職火者、遺家族用  
トシテ供出

九月二十日

川上村民用トシテ一部供出（高粱二五〇袋、白綿  
布一一組、鹽七十駄、黒砂糖二十種）

九月 日

上市警察搬入物資明細書提出今後ノ處置ニ付乞指  
示

十一月十五日

上市警察三名各倉庫點檢、奈良縣管理物資トシテ  
所管ヲ上市警ニ移ス

十二月十日

大阪府警察部防犯課平田班各倉庫ノ點檢調査ス  
大阪府、奈良縣兩官廳トノ間ニ該物資ノ供出先ニ

付接衝アリシ筈

十二月十日

進駐軍京都司令部ヨリ各倉庫調査、經過聴取充分

0601

十一月十七日

了承、奈良縣、大阪府へモ連絡スルトノ事ナリ  
中國人等ニヨル強盜團來傳、物資トラツク五縣分  
強奪

一月十八日

奈良縣知事及警察部長宛直接該物資ノ全額引取方  
ヲ要求

一月廿五日

引渡ノ爲縣廳食糧課長、吉野事務所長立會

全 右

引渡開始

四月廿五日

引渡終了

## 2 大阪府關係

十一月下旬

大阪府警察部防犯課（平田班）ノ全般的取調ヲ受  
ク

十二月九日迄

大阪府下各倉庫、奈良縣下各倉庫實數調査

十二月十九日

大阪府ヨリ在阪物資ノ供出指令アリ

月 日

一部還元ヲ獲シ指令通り大阪食糧營團ヲ通ジ食品

統制株式會社へ供出ス

0602



一 重油入出履歴經過

該重油ハ當社所屬船舶需用トシテドラム六七本浦脚畑下氏ノ斡旋ニ依リ浦脚某倉庫ニ保管中離退職物資摘發ニ依リ新宮警察署及社會黨ニ摘發セラレシモ當社漁船ノ燃料不足ノ爲出漁不可能ナル狀態ニ陥リシ爲縣商工課及水産課ニ申請、所有漁船ニ使用（食糧増産）スル趣旨エテ別紙參考書ノ通り

使用許可ヲ受ケタ

而シテ之ガ使用方法ハ當社ノマ余剩燃料確保ハ出來難シトノ事エテ結局漁獲水上賣取ニ依ルリンク制重油還元トナリ正式戸入手シタルモノエシテ保管ノ都合上古座ニ（六月十二日）廻送其ノ後漁船ニ使用セルモノナリ

0603

「物寄ニ關シ強請、恐嚇、強要サレタル事

右ニ關シ他ニ全然心當リナキモ或ハ左ノ一件之ニ該當スルナラン  
カ昭和二十一年五月頃經南ニ於テ某新聞（中國系）ヲ發行スル故  
協力方ヲ申出デタル揚某氏アリ、之ヲ承諾シ置キタル處其ノ寄附  
命ヲ受取エ來タル便ノ者（日本人）ヨリ「出サネバスツバ抜イテ  
ヤル云々」トノ話アリタル由ヲ聽キ「然ラバ寄附ハセヌ、スツバ  
抜イテモラツテモヨロシイ、歸ツテ某氏ニ便ヘヨ」ト再度加ノ者  
來リタルヲ以テ「山見ハ正シキ道ヲ求メ且行フ事ヲ信條トス、後  
暗キ事毛御ナシ左様ナ内容ヲ持ツ寄附ナラハ御免蒙ル」トテ便經  
シタル事アリ

0604

一 海軍省ヨリノ借入金關係  
從來機帆船ニヨル運営ニ多年ノ經驗ヲ有シ且戰時中ヨリ吐船四隻  
ヲ熟航中ナリシ廣海軍省トノ聯合ニヨリ二、三十隻ヲ一隊トスル  
海上輸送ヲ引受ケヨトノ事ニテ其ノ資金ヲ二回ニ亘リ五百萬圓  
圓ヲ借受ケ機帆船ヲ買取シツ、逐次運航セシメアリタル廢終戦ト  
ナリ海軍省ノ整理方針ヲ離キタルニ「機帆船ハ山見ノモノトシ現  
金五百萬圓返金セヨ」トノ事ニテ當時十一隻買船濟手金並  
九隻ニテ之ガ全經費約四百萬圓ヲ要シ残り白銀圓ヨリナシ  
トテ電大ナル廢船ヲ依頼セシモ此ノ原則ハ不變ニテ已ラ得ズ不  
取敢殘金白銀圓ヲ返還ス、其後三月十九日七十萬圓、四月三十日  
四拾萬圓ヲ、引續キ五月二十九日貳拾萬圓ヲ返濟シタルモ尙現在  
貳百九拾萬圓殘金アリ今後毎月貳拾萬圓以上返濟スル事ニナリ居  
ルモ急激ナル經濟金融界ノ變化ニヨリ之ガ實行ニ支障ヲ來セツ、  
アル現狀ナリ

0605

引取濟船船名細左ノ通り

一 吉廣丸

一 寶壽丸

一 寶生丸

一 得寶丸

一 清正丸

一 藤正丸

一 住ノ江丸

一 金勢丸

一 妙見丸

一 柳榮丸

一 愛榮丸

一 文丸

手金渡濟(殆シ下向收不能ノモノナリ)

一 越前丸

一 住徳丸

一 多聞丸

一 仲吉丸

一 大徳丸

一 天祐丸

一 共榮丸

一 陸遊丸

一 永徳丸

一 北海道方面積送物會ノ件  
 弊社ハ從來奈良縣經濟部囑託トシテ奈良水產物配給統制株式會社  
 ニ協力シ各地ノ海產物ノ蒐貨並ニ輸送ヲ委囑サレ居リタル處偶々  
 今期北海道方面ニ於ケル身缺額ノ全縣ニ對スル農林省割當豫定量  
 約五〇、〇〇〇圓（產地事情ト船復ノ都合ニ依リ別紙ノ通り數量  
 減額）ノ獲得ニ關シ全縣經濟部ヲ介シ弊社船舶ニヨル見返物會ノ  
 積送ト全割當額ノ稜來方ヲ要請サレタルヲ以テ弊社ハ從來ハ至難  
 トサレタル機帆船ニヨル北海道方面航漕ヲ敢行シ奈良縣水產物統  
 制株式會社蒐貨ニ係ル別紙明細物會ノ輸送ニ協力シタル次第ナリ  
 尙往復航輸送物會ニ關シテハ凡テ全縣直接荷受機關タル奈良水產  
 物配給統制株式會社店先責任者之ヲ處理シタルモノナリ

「註」積荷ニ關シテハ別紙參照

一 串本方面物産ニ關スル件  
 前送ノ通り拂出物産ノ一部ヲ和歌山縣下ニ發送ノ途次並ニ到着後  
 備々一部船員ニヨル物産ノ無時持去リ發覺、當時尙存庫中ノ串本  
 憲兵隊ノ命ニヨリ左記明細物品ノ回收ヲナシ全費兵隊宛保管ヲ依  
 賴シ其備現在ニ到リタリ（現品檢査、檢尺ヲナサマリシ爲目原常  
 ヲ以テ表示セリ

記

一 鐵	一六四錢
一 麵	約三匁
一 綿	約一五反
一 雜砂	約一三匁

一供出経路経過

古座警察署管内保管物書ニ關シテハ昭和二十年九月縣揚以來警備  
府ノ命ニ依リ警社ニ於テ一時保管ノ旨全警署ニ連絡済ニシテ其後  
警社ニ對シ該物書ノ搬下確定（前記列擧ノ重要ニヨリ代命ノ支拂  
ヲ完了）後モ引續キ警社ニ於テ保有中ナリシモ此間全警署ニ對シ  
非公式ニ該物書ノ處理ニ付相談シタルコトアリ然處惟々昭和二十  
一年初旬縣揚物書申付ノ公示アリタルヲ以テ古座警察署ヲ通ジ  
昭和二十一年二月二十七日付所管官廳ニ對シ報告ヲ完了シタル處  
爾後縣防を辭並ニ商工部ヨリ現品調査ノタメ係官來社シタルニヨ  
リ全署立合ノ上即時現品引渡ノ上保管ノ責任ヲ全署ニ移管シタリ  
其後全署ヲ通ジ再三該物書ノ引取方交渉シタルモ縣常局ヨリ之ガ  
引取輸送ニ關スル具體的指示無ク現在ニ到リタリ

0609

一中之島ノ件

一買収目的

漁業基地、厚生施設、實習學校ノ組成

一経過概要

三月中旬所有者北川氏トノ間ニ譲受ノ點決定

一現在

代償ノ決済未了ノ點施設一切使用スルコト差支ナ  
キ契約アリ

一旅館

ヨツテ旅館ハ建設シアリタルヲ緣戚ノ中恒一郎ニ  
依頼其他ヲ依頼ス

一學校

動物ノ一部(西、兩便)ヲ改進、中之島海洋學校  
(塾)ヲ創立、造船(木)水産(漁撈製造)航  
海(甲板、機關)ノ三科ヲ置キ主トシテ實習ニ重  
點ヲ置キ學科ハ従トスル方針ニテ實習船一航海科  
(仔ノ江丸)水産科(大熊丸)造船科(船架等其  
他施設手配中)ヲ置シ國家再建ニ協力シツ、專門  
技術ヲ習得セシメ一面教養アル文化人、有爲ナル  
青年トシテ社會ニ送り出サントスル主意ナリ



参

考

番

類

0611

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>



關

係

0613

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>

誓約書

一金參百拾高圓也

在... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

右... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

期... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

介... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

思... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

皇... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

古... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

在... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

山... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

正... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

大... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓... 誓約書... 高圓...

藤井

昭和十年十月十五日

山水産業社

大政海軍軍需部長殿

拂下諸物資領收書ニ関スル件

首題ニ因シ別紙指定様式依リ領收書送附申上候共  
 該領收書記載数量ハ弊社側及ハ實際際数量ト甚カシク  
 相違有之例ハ米俵被損ノ夕々給ト空俵ニ近キモノ及ト  
 規定量ニ稍ソザルモノ多敷アリ其地迄詰類箱等天被損  
 依リ中味不足セルモノ等到底貴要求通りノ数量ニハ  
 應ジ兼ね候共一應貴意ニ從ヒ領收書提出ニ及候奉  
 右御了承相成度

(終)

0615

合計金 貳拾九萬四千圓也	未懸綿布	數	種
	四九〇反	價	目
	六〇〇	價	教
	五四、〇〇〇	價	稱

前書之金額領收候也

大坂港軍人需部

書記 間賀田俊三印

山水産業社

山見 嘉志郎 殿

0616

種目	数	稱	單	價	代	價
糯米外土産		別紙内訳書ノ通り			三三〇〇三三〇	三三〇
賣掛代						
合計金 貳拾參萬貳拾參圓參拾錢						

前書之金額領收候也

大反海軍本部

書記 岡加賀田俊三郎

三郎

山水産業社

山見妻志郎殿

0617

		内		記		書	
種目	数量	年	代	代	代	代	代
鹽	一〇、〇〇〇〇〇						
餅、茶	二、一〇〇〇〇	二	〇〇〇	四、三〇〇	〇〇〇		
餅、茶	一、〇〇〇〇〇						
青豆下	六、〇〇〇〇〇						
即席餅	四、九〇〇〇	五	四〇〇	一、六六六	〇〇〇		
青豆水蒸	一、三三〇〇	一	三〇〇	一、七二六	〇〇〇		
錫	六、六六六	一	三〇〇	一、二一〇	一〇〇		
牛肉	一〇、〇〇〇〇	八	〇〇〇	八、〇七九	二〇〇		
帆立貝	九、〇二八	二	〇〇〇	一、八〇七	六〇〇		
紅鯉魚	五、一五六	二	〇〇〇	四、三〇五	六〇〇		
糯米	五、〇〇〇			六、六〇〇	〇〇〇		

計 實名參高貳拾參圓參拾錢



煙	日	敷	解	單	代	代	面
三号	直油	五〇	計	八	四	四	四
二号	外	四〇	〇	一	一	一	〇
一号	〇	四	〇	九	〇	三	〇
一	号	〇	〇	七	五	四	〇
木	炭	一	五	〇	〇	九	〇
カ	又	〇	〇	一	五	〇	〇
計						二	八
合計	金	貳	萬	八	千	九	百
						五	拾
						八	圓
						五	拾
						銭	

右費計代トシテ  
 前書ニ通リ領收候也  
 昭和五年十一月二十六日  
 大見海軍少将部  
 山見義志 印  
 山見義志 印  
 山見義志 印

昭和三年 月 日

差復員大臣官房兼本整理部長印

山水産業株式会社 啟

百八十五付芝浦機密三号ノ五五三三  
 数量ヨリ及運ニテ拂下ゲス

小林

委託物品賣却ニ関スル件通知

義子貴殿宛保管委託セシ物品左記通り拂下高是却ノ事ニ決定  
 致候希明飲見積書一紙書類(各二部)ニ記名捺印ノ上未  
 一月五日迄必カ当部ニ到着スル様ニ提出相成度  
 違而該書類到着次第納八告知書発行可致候

品名	数量	單個代價	品名	数量	單個代價
鉄釘 九寸	三六	五二四〇〇	硝子板 三寸	五	三六〇〇〇
重信鐵線 四〇〇	三五	一四〇〇〇	瓦新管 五寸	三	一六〇〇〇
アヤロア 五〇〇	二〇	六〇〇〇〇			
重信鐵線 四〇〇	三五	一四〇〇〇			

寫別紙

濃異糖	種別
三〇〇樽	糖(蜜糖)
美大〇〇斤	数量
高砂工場	経理場所 所在セ 会社名
大坂市	住所
山水産業社	氏名
	引取先

0621

阪復險 咸亨 一 号 / 三 号

昭和三年一月一日

大坂地方復興局 庶務部 收入課 課長

第二復員官

前田 三郎

大坂市 谷口 備前 町 五〇番地

山本 春 康 東 住

山見 美 心 郎 敬

物 品 下 代 金 / 件 請 求

東二川大夏海軍生等印リ貴社二村シ携下名官有物品以天大ハ通り  
有之銀箱至急現金研考ノ上出現相成度

品名	数量	単位	備考
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

大

阪

關

係

0623

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>

寧

倭受証

一青豌豆延詰 貳拾四箱内貳佰欠  
一ホト草延詰 四拾六箱内六佰欠

右通り受取り申候也

昭和三年一月十八日

大阪保存食品小賣統制組合

印

山水産業社 御中

0624

實

係受証

- 一、帆之貝走詰 貳拾八箱内參拾壹個欠
- 一、紅鮭走詰 六拾參箱内四拾五個欠
- 一、青斑走詰 貳箱六疋
- 一、市ノ章走詰 貳箱内七本欠

右之通り受領致し候也

昭和三年一月二十一日

大阪保存食品小賣統制組合

印

山水産業社印中

0625

受取証

受取証

一、ホーレン草罐詰

貳打八、貳拾七匳十三罐

左正ニ受取候也

昭和三年五月二十四日

保食中央市場倉庫 

山水産業社 殿

0626



寫

受領証

一、鮭罐詰

九拾箱内九拾四個欠

右之通り受領致候也

昭和辛酉年一月辛六日

大阪保存食品小賣統制組合印

山水産業社御中

大阪保存食品小賣統制組合印

0627

和

歌

山

關

係

0628

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

⑧

指令高申一七三二號

住所 和歌山縣東牟婁郡  
古座町二〇五

氏名 山見 嘉志郎

隱匿物資等緊急措置令中三條中一項ノ  
規定ニ基キ左記ニ依リ讓渡ヲ命ズ

昭和三十一年 月 日

和歌山縣知事 金井心夫

記

	物資名	数量	譲渡先	譲渡時期	譲渡価格	備考
	粗布	三八九反	和歌山地配	進而指示	進而指示	
	トシロコ	一武九反	ク	リ	リ	

0629

(寫)

水  
水山三四號

昭和三年六月三日

水産課長 長岡

古産煤業令長殿

澳業用燃料油配給箇事

貴令所原山水産業社に對し經濟部長より陸軍省に  
廻附したる重油六十七噸（ロム）を全用許可されたりこと  
が右ハ  
現下、食糧事情を見ず生産、消費の差を補ふに難  
奥  
供出、対象上にて使用せしむるやアリヌスカラ、社が指導  
上左記数量は供出せしむるに當り、依り重油、  
配給の考を保有するに對し、難を供出の完了に迄之を停止  
スルことニナルカヲ仰了、此上義遣、恐、イ、保、サ、レ、度、ナ、

0630



三、有聲

商才ニシテ

昭和二十一年六月

経済部長

古本廣業会長殿

漁業用燃料油配給に関する件

貴会所販の山水漁業者は隠匿貯蓄として處理する重油  
 及び本年保有したるが視下の漁業用燃料に於ける重油の需給状況  
 に見て規制措置の對象となりし之と直接関係採用として使用せしめ  
 生産の増進に資するに適當と認められたるから鮮魚産出の  
 対象として所有者に使用せしめる事にならざる之を確保に付ては  
 上記の要領によつて措置して貰ひたいが山水業者には付しては  
 別表数字の通り同様を發して選り分ける考慮に添附して置く

誌

山水業者社所有重油を本年と全部の割合、対象として

0632

十の数量に對する鮮果の仕立の完了する迄應業同量油の配給  
を停止とする事。

三香油使用量に付するは鮮果の仕立の完了する迄は一定の水準を

下として使用せしめ、鮮果の仕立の完了する迄は一定の水準を

適宜に決定せしめ、之を以て標準とする事。

三毎月、その使用量に對するは鮮果の仕立の完了する迄は一定の水準を

高に付て、標準とする事。

0633

指令第百四号

東牟婁郡古座町

山水産業社

昭和三十一年五月三十日附以テ申請ノ下ニ左記物有  
買上ノ件解食ス

昭和三十一年六月七日

和歌山縣知事 金井正次

記

重油トシム人 六十七本

重油保管状況

0634



船名	大黒丸	八幡丸	徳島丸	船名
寄附	四八五	二〇五	二〇五	寄附
寄附	一五	一五	一五	寄附
寄附	八〇	二〇	二〇	寄附
寄附	二六	一五	一五	寄附
寄附	六一	二〇	二〇	寄附
寄附	六五七六三二	八五二七二	五五三三九	寄附

運元後各船別重油使用表

日付	二月二十六日	五月二十日	六月十二日
数量	六七	〇	〇
保管場所	横倉	横倉	横倉
備考	社会党精製油三桶發せり 森水産年便用許可 望瀬水三所言に運元既貯 社船出秀丸三言社運元既貯		

0635

奈

良

關

係

0636

**アジア歴史資料センター**

**Japan Center for Asian Historical Records**

<http://www.jacar.go.jp/>

昭和三年六月十九日

奈良縣吉野郡川上村大淺三番地

山水産業社

山見嘉志郎

盜難物資明細書

物品名	内容品名及内容数量	個数	内容總計数	備考
綿布梱包	綿布一梱 四〇貫	三箇	一三六〇貫	
在借入木箱	水菜等詰一匡 五斗四八	二六箱	詰六箇	
全	右全 一匡五六〇貫	四箱	詰八二個	
酒樽四斗八	酒正味四斗八 但一本	三樽	約九斗五升	
酒瓶詰入木箱	正味一斗八瓶 詰一箱 十二本 但二箱 八本入り	一七箱	一石九斗六升位	
麻袋入砂糖	白更砂糖 約五貫位	一袋	約五貫	
全	黄更砂糖 約三貫位	一袋	約三貫	
黑砂糖	四斗樽入一樽 約十貫位	一樽	約一六〇貫	

昭和三年六月十七日 中國人他集團強盜之難物資明細書  
 尚右物資入目下奈良縣警察部 保管中

10637

寫

受領證

一、高粱 貳百五拾袋 (六斗八中破損者減)

一、白綿布 拾壹捆

一、塩 七拾以 (三斤八)

一、黒砂糖 貳拾樣

右無償に提供被成下正受領候也

昭和五年十一月十日

吉野郡川上村長山本政治郎

山見 憲志郎 殿

0638

電気蓄音機型式

五球カイナミウクスピーカー

ピックアップ ROSE 自働ストップ付

大阪市西区古川町十九番地

玉井山一郎



0830

0639

No.

# 納品傳票

殿

諸機械  
木型  
精密木工

## 玉井木型製作所

大阪市港區九條南通三丁目三番五  
電話西五四三七番

昭和 年 月 日

要	品	名	數量	替	金額			
					千	百	十	円
上記ノ通り物品御送附仕候					合計			

0640  
0838

正記

昭和

要

No. 111

務課長

務部長

諸長 械木型製作

事件、沿口事務官調査の結果、終戦時の混雑による  
昭和貳拾陸年八月拾日の衛不領、市人には連絡  
大阪市西區古川町拾九番地

玉井山一郎



大阪地方復員局長官殿

献納電気蓄音機拂下の件、即願

標記の件、私儀昭和貳拾年六月拾九日元大阪海

軍、事部の對し、献納致し、また終戦後は非

必要上代品購入に種々努力致し居ります、適當品

が無く、洵に固却致し居ります、就而當時人事部

係官に條原君曹と記憶し居ります、か撤出の際、

紀伊防備隊に於て使用され申上居ります、左

のて所用消、後は何卒私儀に是非、拂下、

以上、

為し、限、五、印、三、一、一、現、由、紀、伊、派、遣、部

TAMAI KIGATA SEISAKUSHO  
KIJOMINAMIDORI, 3-CHOME255  
MINATOKU, OSAKA  
TEL. No. NISHI. 7364

大阪市港區九條南邊丁二五五

玉井木型製作所

電話西 七三六四番

0641

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp/

四七

大阪府第七支庁

昭和二十一年十月二日

大阪地方復員局総務部長

局長

大阪府特殊物件處理事務局局長殿

特殊物件に編入される民間会社所有物没収に関する件照会

大阪市南区安堂寺橋通三丁目十五番地、三菱商事株式

總務

会社に係る首題の件に關し、別紙の通り申請書並に証明

庶務部長

書の提示があり、為高に就き調査の結果事實相違なきを

認めらるるを、事務協働案の上、特殊物件より削除方

課

取計は、おのり、該物件也。

官送付、中、復員局総務部庶務課長

三菱商事株式會社、社長 渡邊 武夫

査閱 澤田 吉 發行

起案 田部

0642



別紙

電氣重鉛一一四種特殊物件ニ輸入サレタル事實證明書類ノ件

謹啓 啟者昭和二十年七月下旬元就選兵器總局關係トシテ頭書品貳六五種三井礦山株式會社三池  
 製煉所ヨリ澁町礦宛出荷有之該處内一一四種ハ一別紙三井礦山株式會社大阪事務所及日本通運株式會社澁町營業所證明書ノ通り一澁町礦ニ於テ當時同所ヨリ元海軍艦政本部大阪倉庫宛積出蒸溜  
 重鉛ト混同シタル儘日本通運株式會社澁町營業所放シテ同木津川倉庫ニ搬入相成候 其後終戦ト  
 同時ニ右貨物ハ移動禁止ト相成リ聯合軍司令部ニ對シ報告セラレシ處種々交渉仕舞傳共弊社ニテ  
 引取モ不叶現在ニ到リ居候處今因特殊物件トシテ弊社ニ於テ引取ノ事ト相成候ニ付テハ一應當局  
 ニ於テ特殊物件ニ輸入セラレ居ル事實證明相受度存候 本件ニ就テハ元海軍艦政本部大阪倉庫在  
 籍官廳不在ノ爲メ依頼相不叶困感當居候間貴局長格別ノ御詮議ヲ以テ右御證明相賜度  
 此段及御願候

昭和二十一年九月二日

大阪地方復興局長 殿

大阪市南區宇治橋通參子目拾五番地貳  
 三菱商事株式會社大阪支店長  
 與野



謹 言

0643



三 菱 商 事 株 式 會 社  
大 阪 支 店

大 阪 市 南 區 安 堂 寺 橋 通 三 丁 目 五 番 地 二

別紙

昭和廿一年二月廿三日

日本通運株式會社  
漢 町 支 店 御 中

電氣亞鉛誤配證明方御願ノ件

弊會 茲々御降品奉賀候。隨者昭和廿一年七月下旬三井礦山株式會社三池製煉所より漢町驛  
貴廠技務社向積出下り候。

電氣亞鉛 (M、M、O) 合計壹圓、〇五七個 貳六五個

ノ内 六、〇圓參個 壹圓四個

（貴廠手摺ニ依リ當時漢町驛ニ到着中、艦本大阪倉庫向蒸溜亞鉛 (M、M、O) 下混同ノ  
同倉庫ニ搬入相成候處存畢情相違無之奉御證明賜度此致及御願候  
有御願迄得貴意候

右相違無之奉證明候也

昭和廿一年二月二十三日

大阪府浪速區漢町十六番地  
日本通運株式會社漢町營業所  
所長 川 倉 支 南



0644

別紙

證 明 書

舊軍需省航空兵器總局非鐵金屬班納メ弊社田MO約定口二六五噸ノ中百五拾壹噸三菱商事株式會社ニ引渡濟ニシテ殘百拾四噸ハ艦政本部大阪倉庫ニ入庫セルコト證明ス

昭和廿一年二月二十五日

大阪市北區中之島  
三井物産大阪支店内  
三井鐵山株式會社大阪事務所 印

0645

阪復總第八七六號

昭和二十一年十月二日

大阪地方復員局總務部長

大阪府特殊物件處理事務局長 殿

鑛務物件に編入されたる民間會社所有物資に關する件照會

大阪市東區安宣寺橋通三丁目十五番地ノ二三菱商事株式會社に係る首纏の  
件に關し加紙の進申請書並に説明書の提示があり當局に於ても調査の結果  
事實相違なきものと認められるので專請勘案の上該物件を特殊物件より割  
除方取財はれ度い

「終」

寫送付先 第二復員局經理部臨時處理班長

三菱商事株式會社大阪支店長

0646